

復興計画推進委員会

1 所掌事項

- ・復興の推進に関すること。
- ・復興計画の推進及び進行管理に関する調査及び研究に関すること。
- ・その他復興に関し必要な事項に関すること。

2 委員定数

20 人以内。ただし、委員会にオブザーバーを置くことができる。

3 組織

委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。また、委員の中から互選により委員長と副委員長を選出する。

- ・学識経験を有するもの。
- ・公共的団体の役員等。
- ・復興推進に関する住民自治組織関係者。
- ・その他市長が必要と認める者。

4 任期

2 年。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。